

## 競輪選手の原告が、「師匠」である競輪選手の被告から受けたハラスメントでレースの欠場や成績低下を余儀なくされたとして損害賠償を請求した事案で、「師弟関係」のハラスメントの一部が認められた例

高松地方裁判所令和5年9月29日判決  
令和3年(ワ)第414号・損害賠償等請求事件  
【TKC文献番号】25596149

### I 事案の概要

本件は、競輪選手である原告が、同じく競輪選手であり、原告の師匠である被告からセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という。）又はパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）に当たる言動を受け、これらによって、原告が精神的苦痛を受けたほか、レースの欠場や成績低下を余儀なくされた等と主張して、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案である。

#### 1 前提事実

##### (1) 当事者

###### ア 原告

原告は、一般社団法人日本競輪選手会（以下「日本競輪選手会」という。）に所属する競輪選手であり、平成30年10月ないし平成31年2月当時、19ないし20歳の未婚女性であった。

###### イ 被告

被告は、日本競輪選手会に所属する競輪選手であり、平成30年10月ないし平成31年2月当時、44歳の既婚男性であった。

##### (2) 本件に至る経緯

###### ア 競輪業界の慣習

競輪業界には、「師弟関係」という文化があり、この関係は競輪選手のプロフィールでも公式に公表され、競輪選手の選手登録を行う公益財団法人もこの関係を認めている。この「師弟関係」において、師匠は、弟子に対して、トレーニングと競輪選手としての振る舞い方を指導するものとされている。

###### イ 原告と被告の師弟関係

被告は、原告が競輪学校に入学する以前の平成28年頃から、原告の師匠として、自転車と一緒に走り、原告の走行に対してコメントして指導するなどしていた。

原告が、平成30年3月末に競輪学校を卒業した後も、被告と原告との間の師弟関係は継続しており、レース参加のない日はほぼ毎日、原告は被告と共に、1日当たり4ないし5時間程度練習をしていた。

原告と被告は、令和元年5月頃、師弟関係を解消した。

#### 2 当事者の主張

##### (1) 被告の言動が、社会的相当性を逸脱した違法行為といえるか

（原告の主張）

被告の言動が明確に性的言動を含むものであることに加え、被告と原告が師弟関係にあり被